

平成20年11月28日、新しい建築士制度がスタートします。

重要事項説明について

平成20年11月28日以降に設計・工事監理契約が締結される場合は、その契約締結前にあらかじめ、建築主に対し重要事項説明を行うことが義務づけられます。

重要事項説明の概要

義務づけの対象者・説明者

- 建築士事務所の開設者に対する義務づけです。
- 説明は、管理建築士その他の建築士事務所に所属する建築士が行う必要があります。
 - ・重要事項説明を行わなかった、もしくは虚偽の説明を行った場合には、建築士事務所の開設者及び建築士が監督処分や懲戒処分の対象となり得ます。

重要事項説明の内容

- 説明が義務づけられる重要な事項は、作成する設計図書の種類、工事と設計図書との照合の方法等です（詳しくは裏面を参考してください）。
- ・法令では最低限の説明事項を定めており、建築主への説明内容をより充実させることは妨げられていません。

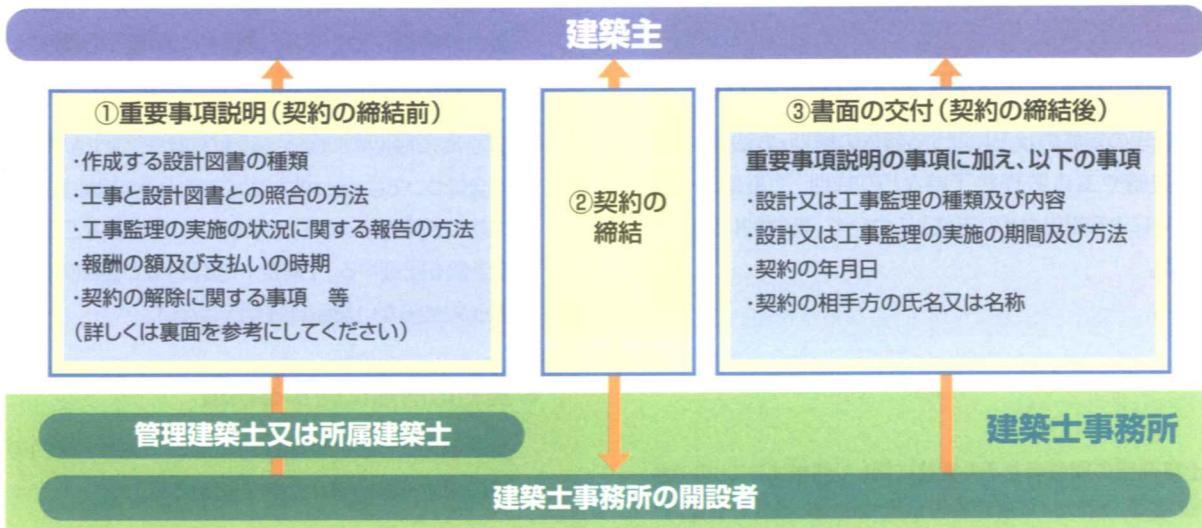
重要事項説明の方法

- 書面を交付して説明を行う必要があります。
 - ・書面の様式は特に定められていません。説明することとなる各事項の考え方については、裏面を参考してください。なお、建築関係団体が様式等を作成しています（下記ホームページを参照してください）。
- 説明の際に、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示する必要があります。
 - ・平成20年11月28日以降は、新たに発行される一級建築士免許証明書の様式が変更され、携帯用の証明書となります。重要事項説明の際に提示するのは、携帯用の証明書でも、従来のA4サイズの建築士免許証でも問題はありません（なお、二級建築士及び木造建築士については、都道府県規則に免許証の様式が定められています）。

重要事項説明の様式等はこちらへ

<http://www.icba.or.jp/kenchikushihoh/juyo.html>

設計・工事監理契約の締結前後のフロー



※①重要事項説明は、③書面の交付とは異なり、建築士事務所間の契約（設計・工事監理の再委託）の場合は、必要ありません。